

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第3回 総会議事録

期日 令和 5年 6月 9日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第3回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎

2. 開会期日 令和 5年 6月 9日 (金) 午後 4時55分

3. 閉会日時 令和 5年 6月 9日 (金) 午後 5時40分

4. 出席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君	2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君
4番 玉川 勉 君	5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君
7番 吉田 良紀 君	8番 袴田 光雄 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

5. 欠席委員

9番 佐々木 明博 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (6) 議案第14号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (7) 議案第15号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (8) 議案第16号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定について
- (9) 報告第8号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について

7. 会議録署名委員

7番 吉田 良紀 君、8番 柏崎 光雄 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大 主任主査 尾駮 淳

9. 書 記 主任主査 尾駮 淳

開会 午後4時55分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第3回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 18名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、9番 佐々木 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、7番 吉田 良紀 委員、8番 袴田 光雄 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の尾駮主任主査を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第6号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第6号について説明します。</p>

議 長	<p>議案書の 1 - 1 から 1 - 5 ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第 6 号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第 7 号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第 7 号について説明します。</p> <p>議案書の 2 - 1 から 2 - 2 ページと、資料 1 をご覧ください。</p> <p>照会は 3 件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p>

	<p>ありませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>特にないようですので、報告第7号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第11号について説明します。</p> <p>議案書の3-1と3-2ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案6件であり、所有権移転が6件です。</p> <p>番号1は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料2をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 鶉久保山117番47、地目は畑、面積は8,570平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p>

土地の所在は 深沢平 6 6 1 番 外 3 筆、地目は田、畑、面積は合計 1 0, 9 7 1 平方メートルとなっております。

番号 3 は、売買による所有権移転です。

資料 4 をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 境田 1 2 3 番 外 1 筆、地目は畑、面積は合計 1, 2 1 6 平方メートルとなっております。

番号 4 は、贈与による所有権移転です。

資料 5 をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 東前川原 5 5 番 外 1 筆、地目は畑、面積は合計 9 8 5 平方メートルとなっております。

番号 5 は、売買による所有権移転です。

資料 6 をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 阿光坊 1 2 7 番、地目は田、面積は 1, 5 7 4 平方メートルとなっております。

番号 6 は、売買による所有権移転です。

資料 7 をご覧ください。

譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。

土地の所在は 木ノ下南 2 番 1 1 4 6、登記地目は山林、現況地目

	<p>は畑、面積は1, 430平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第11号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第11号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。事務局長。</p>

<p>(西館事務局長)</p>	<p>それでは議案第12号について説明します。</p> <p>議案書の4ページと資料8をご覧ください。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、下前田7番22、地目は畑、面積は126平方メートルです。用途、転用の事由は駐車場と資材置場となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>12番</p>	<p>12番 坂井田です。</p>
<p>(坂井田委員)</p>	<p>それでは、調査の結果について説明します。5月30日に 名古屋会長職務代理者、柏崎 委員、私、西館事務局長、川口事務局次長、尾駮主任主査の6人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、申請人が隣地の耕作のため、駐車場と資材置場を設置します。汚水は発生せず、雨水は側溝に流し、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、申請地の隣地を耕作しており、駐車場と資材置場を設置します。第3種農地は原則転用許可となります。なお、すでに駐車場にアスファルト舗装がされていることから、申請書に顛末書を加え県に提出する予定です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。…ないですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第12号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第12号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第13号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第13号について説明します。</p> <p>議案書の5ページと資料9と10をご覧ください。</p> <p>番号1の譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、木ノ下西2番1298 外1筆、地目は畑、面積は合計602平方メートルです。用途、転用の事由は貸事務所の建設となっております。</p> <p>次に議案書の番号2と資料11と12をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、立蛇59番1、地目は畑、面積は970平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備敷地となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>12番 (坂井田委員)</p>	<p>はい、12番 坂井田です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。番号1の申請地は、貸事務所を建設します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周辺は宅地化が進み、農地への影響はないと考えます。</p>

	<p>番号2の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、会社の代表取締役を務めており、会社用の貸事務所の建設を計画いたしました。選定にあたり、十分な面積を確保でき、交通の便が良いことから本農地の申請となりました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>番号2の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>す。</p> <p>はい、5番 沼館です。</p> <p>この議案第13号のですね、番号2。太陽光発電とありますけども、この太陽光発電、色んなところに色んな太陽光発電ありますけども、見てると草がぼうぼうのともあってですね。管理していないところあると思いますけども、そうすると周り近所の農地にですね、影響が出てくると思うんですね。そういうふうなのは、誰が誰に指導して刈らせたりなんかするんですか。それ、ちょっと聞きたいんですけど。</p>
<p>事務局 (尾畝主任主査)</p>	<p>はい、沼館委員に質問に回答いたします。</p> <p>まず、農地法第5条の転用ということになると、「農地」から「非農地」になるということになるので。「農地」じゃないという判断になりますので、農業委員会から直接指導するのはちょっと違うんじゃないかなと思います。基本的には隣地とのトラブルは、個人間個人、今ですと法人ですけど、個人と個人の話になるので、その二者で話して解消していくことになると思われます。</p> <p>はい、以上になります。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>ということは、農業委員会で承認して、良いですよと言って、あとはもう任せっきりで当事者同士でやってくださいということなんです。</p>

<p>事務局 (尾取主任主査)</p>	<p>一応、農業委員会としては、完了届をもって「農地」から「非農地」っていうことになります。農地転用が完了した土地については管理しておりません。こちらからはやっぱりちょっと言うのはおかしいかなということになります。</p>
<p>(尾取主任主査)</p>	<p>※総会后、補足説明</p> <p>隣地とのトラブルは、事務局がまったく、かかわらないわけではなく、所有者をしらべたり等アドバイスなどはできます。それぞれの案件によっても違いますが相談していただければと思います。基本的には個人間で対応していただくことになります。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい、わかりました。</p>
<p>16 番 (川口委員)</p>	<p>議長。16番 川口です。</p> <p>今の沼館さんの質問に対して関連ですけども。この通り、農家であつてもうちの農地相続はいらぬよとか、そういうのがあちこち聞こえているし、5年・10年先には自分もそういうふうになるかもしれない。その時に、せつかくパトロールとか何とかやってやりながら、我々っていうのはそういうのに対して、全然その権限がないというか。やっぱり、このままでいけば、誰も管理しない農地だけが増えてしまつて。で、一番簡単にしゃべれば、そのままさらしておいて、秋枯れてしまつてつてなると、ゴミの不法投棄とか、それから火事の原因となります。そういうこともあるので、農業委員会</p>

	<p>の方から働きかけて、自分の所有する土地は管理するということを条例とか何かで訴えていかないと、これは大変なことになるではないかなと考えていました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	許可するとき、指導はできないものかな。そういう。
事 務 局 (尾畷主任主査)	もちろん、許可するときにはできますね。
議 長	まあ、条例はないけど。
事 務 局 (尾畷主任主査)	ちゃんと管理してねっていう話是可以すると思います。 そのへんはやっていきたいと思います。
議 長	とりあえず、それ付け加えて、まず。今の状況ではね。
1 6 番 (川口委員)	結局、書き物の約束だけで終わるかもしれないけども、何もしてないと、もう農業委員会の範疇から外れたすけ、自分の土地だから草ぼうぼうでもどんでもいかべって話になるかもしれない。
議 長	それはまず、付け加えて。強制ではないけども、迷惑をかけないように。
事 務 局	はい。

<p>(尾駱主任主査)</p>	
<p>議 長</p>	<p>あとはございませんでしょうか。…はい、いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第13号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第14号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第14号について説明します。</p> <p>議案書の6-1から6-3ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年5月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。賃借権の設定が2件、売買が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は19筆で、合計面積は52,009平方メートルとなります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営</p>

議 長	<p>基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。…はい、ありませんね。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第14号を原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第14号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第15号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地 利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。本議案の 中には、成田 健義 委員が当事者となっている事案がございま す。議案第15号 番号20は、農業委員会等に関する法律第31 条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、成田 健 義 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(成田 健義 委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、まず、成田 健義 委員が当事者となっている事案に</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>ついてを、事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第15号 番号20について説明します。</p> <p>議案書7-7ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は2筆で、合計面積は5,228平方メートル、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p> <p>ありませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。成田健義委員の入室を認めます。</p> <p>(成田 健義 委員 入室)</p>

<p>議 長</p>	<p>成田 健義 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、議案第15号残りの事案について説明します。 議案書の7-1から7-8ページをご覧ください。 使用貸借権の設定が16件、賃借権の設定が5件となっております。 これにより集積される農地は49筆で、合計面積は114,159平方メートル、設定期間は2年から10年間となります。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>議長。16番 川口です。 この17番から21番の「利用権の設定を受ける者」の株式会社WANDってありますけども、どういうふうな事業をどういうふう にやっているかというのを、まず知っている範囲で教えてください。</p>
<p>事 務 局 (尾畷主任主査)</p>	<p>はい。川口委員の質問に対して回答いたします。 ここに書いてある通り、十和田市で事業をされている法人の方に</p>

	<p>なりまして。主にインターネット販売で農作物を売ったりとかいうので事業を行っており、今回おいらせ町にも拡大したいなという相談を受けて、こういう契約になりました。</p> <p>成田委員、他に詳しいことなんて…あれば教えていただければ、私が知る限りだところのくらいの情報です。</p>
<p>1 7 番 (成田委員)</p>	<p>主に無農薬で人参。借りたところ全部、人参やってる。</p>
<p>1 6 番 (川口委員)</p>	<p>三本木谷地の方にも土地あるからどうですか。</p>
<p>1 7 番 (成田委員)</p>	<p>(阿光坊地区)にもまだ土地あるよな。町長のもあるし。でもやっぱり、無農薬だっていうから、それなりに草は刈らないといけな いし。</p>
<p>議 長</p>	<p>無農薬、草からねば、こまるんだ。</p> <p>はい、わかりました。あと、ございませんか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第15号残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第15号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第16号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第16号について説明します。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>内容は、賃貸借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は1筆で、合計面積は6,074平方メートル、設定期間は令和7年までとなっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p>
7 番 (吉田委員)	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>この（議案第）15号と16号、同じ農地中間管理事業なんですけども、これはどういう違いがあるんですか。一括方式、再配分とありますけど。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>はい。吉田委員のご質問にお答えします。</p> <p>議案第15号に関しては、出し手と受け手の間に中間管理が入る</p>

<p>議 長</p>	<p>ということで、一括で契約しますよということになります。</p> <p>議案第16号の方は、最初に一括契約で、受け手の方と契約したんですけども、一回解約が入って、一度権利が中間管理機構の方に戻った農地に対して、新たな受け手が契約するというのを「再配分」というんですけども。それが議案第16号になります。</p> <p>制度ができ始めた当初は、集積と配分と分かれていたのですが、それだと時間と手間がかかるよねということで、一括方式で何年か前から契約されております。</p> <p>以上になります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>あとございませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第16号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第16号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、本日追加提案されました、報告第8号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>事務局からの説明の前に、こちらの議案（報告）の内容につきまして訂正がございますので、訂正とお詫びの方、させていただきます。</p> <p>こちらの3枚物でホチキスでとまっている本日配布した書類なんですけども、この文書の中の一番冒頭の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進」の部分という表題なんですけど、これ「令和4年度」の誤りです。令和5年度を令和4年度に訂正をお願いします。申し訳ございませんでした。</p>
<p>事務局 (西館事務局次長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第8号について説明いたします。</p> <p>別紙の、追加議案をご覧ください。</p> <p>本案は、農業委員会による最適化活動の推進等について定められた農林水産省経営局長通知の規定に基づき、令和4年度における農地利用の最適化推進状況等について報告するものあります。</p> <p>その詳細につきましては、担当の次長より説明させます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、先ほど申し上げました、この報告第8号別紙によりご報告させていただきます。</p> <p>この別紙はあらかじめ定められた様式で、この様式の中で記載をし、それで6月中に農業会議の方に提出するという形のものですが、その前に委員会の総会で、これを報告することが義務付けられております。</p>

その中身ですけれども、事細かに結構大量、ページ数も5ページに渡って書いてあるんですが。概要を申し上げますと、まずは最適化活動の成果を目標にしたものの結果、そして最適化活動のどのような活動をするかという目標にしたものの結果について、こちらに記載するものです。

で、成果に対する目標は、農地の集積状況。それからふたつ目が遊休農地の発生防止の取り組み結果、そして三つ目が新規参入の促進、新規参入の経営体があったかどうかというものの三つです。

まずは農地の集積ですが、2ページ目をご覧ください。2ページ目上段の「農地の集積」の「①現状及び課題」と記載しておりますが、これがあの目標を掲げた時点、令和4年4月1日時点の数値と記載しておりますが、その現状で管内の農地が3,230ヘクタールのうち、これまでの令和4年4月1日時点、計画を立てる時点の集積面積が2,149ヘクタールで、集積率が66.5パーセントであったという形で、令和4年度の目標を立てておりました。

次に中段の表「②目標」なんですけれども、令和4年度の目標については51ヘクタールを集積の目標にして、これを達成した場合、令和4年度末の集積面積の累計が2,200ヘクタールになって、集積率が68.1パーセントという形で、これを目標としておりました。

③番の次の表に移ります。「実績」ですね、令和4年度の実績ですが、集積面積の実績は69ヘクタールとなりまして、面積的には目標を上りました。その結果、集積面積の累計は2,218へ

クタールになりまして、集積率は68.7パーセントとなっているところです。

つづきまして、(2) その下の遊休農地の発生状況なんですけども、そちらを飛んでいただいて、次のページ3ページ。色々記載しておりますが、最終的にはこの「④その他」のところに集計が書いてあるんですが、令和4年度の遊休農地の利用状況調査を踏まえた上で、遊休農地の合計の面積は、179.1ヘクタールと増えております。その内訳ですが、緑区分の遊休農地が7.1ヘクタール、黄色区分が172ヘクタールとなっております。

このうち、また令和5年度も調査しますので、新たな遊休農地も出ると思うんですけども。荒廃度が高い、山林・原野化された農地を令和5年度中に、非農地判断の方の処理に移らせていただく予定になっております。それが何ヘクタールあるかわからないんですが、その処理をした上で遊休農地を減らしていきたいと考えております。

つぎは1番の(3) 最後、新規参入なんですけれども、①の現状及び課題、それから目標と書いてあるんですけども。最終的に、この直近の数字を入れるところ、現状及び課題の①のところ、令和4年度が1件も新規参入はありませんでした。この新規参入というのが単にあの農家じゃなかった人が相続とか何かで農地を取得するとかいったそういったものではなくて、きちんとした経営体として、農林水産課の方で対応した認定農業者に内容的には当たるような参入形態ということですので、年に1件あればいいくらいの形で推移しております。

次のページ、4ページになります。2、最適化活動の2番活動

目標なんですけども、農業委員・最適化推進委員の一人当たりの月あたりの活動日数を6日ということで、目標としておりました。これは国で半ば強制的に6日以上にしろ、と言われるような形のところで、ほとんどの市町村が6日で行っているところですよ。

この(2)活動強化月間の設定というのは、まああとでご覧になっていただければ。こちらの配布させていただきますので、よろしいかと思いますが、この通り農地パトロールとかですね、あとは事務局の方で山林・原野化された農地の調査をやったりとかしておりました。

あと人・農地プランの座談会の方なんですけども、目標は2月だったんですが実際に行なったのは3月になったと、私、記憶しているんですけども。委員の皆さんも多数参加していただきまして、またこれからも、地域計画の中で話し合いというのが、今年度の後半出てくると思いますので、そのときもまた改めてご出席の方をお願いしたいと考えているところです。

そして最後にですね、5ページ目の一番最後ですね、「点検・評価結果」ってあるんですけども、これは皆さんからの活動記録簿を拾った形の数字です。これを見ますと、目標のところを下回る委員の皆さんの方がまだ多い感じではあるんですが。今後ですね、ちょっと毎度バタバタしていて、ちょっとまだ見たり、まあ私も活動記録簿を今年度の分を見てはいないんですが、気が付く点とか、皆さんにお声がけさせていただきたいと思って。で、その結果をもって、無理なく増やしていただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

	<p>中身的にはそういった形のものを作成した上で、これで今日です ね、皆様のご意見等を賜ったうえで、農業会議の方に6月中に 報告させていただき、また6月中にホームページにもアップした いと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受 けます。</p>
7 番 (吉田委員)	<p>はい。7番 吉田です。</p> <p>まず、管内には3,230ヘクタールの農地があることを聞きた した。そして集積されている面積は、去年度の目標とかそういう のはそういうのは51ヘクタールとか69ヘクタールとあります けども。今日の会議(総会)でもそうですけども、中間管理機構 使った集積面積と、基盤法ありますよね。それで今日、集積され たのは何千何百平米になりました、とあるんですけど、私たちが 聞きやすいのはヘクタールで、省略してもいいですから、大体ヘ クタールで口述してもらった方が聞きやすい。わかりやすいよう にできないでしょうか。</p>
事 務 局 (尾駁主任主査)	<p>他の皆さんはどうですか。ヘクタールの方が聞きやすいです か。</p>
議 長	<p>ヘクタールの方がいいか。ば、小数点入ってもいいか。</p>

<p>事務局 (尾畷主任主査)</p>	<p>事務局はどちらでも対応できますので。 口頭の中で。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>議案書の中でじゃないですよね。 じゃあ、口述の中で、ヘクタール、両方で話します。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、ございませんか。…ないですか。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、報告第8号は報告済みとさせていただきます。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで、第3回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後5時40分